

報 告 事 項

令 和 元 年 12 月 定 例 会

令和元年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
30	損害賠償の額を定める専決処分について	1
31	損害賠償の額を定める専決処分について	5
32	損害賠償の額を定める専決処分について	9
33	損害賠償の額を定める専決処分について	13

令和元年報告第30号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年10月8日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

223,074円

2 事故の概要

令和元年8月26日午前11時25分頃、岡崎市欠町字東畑60番地先の市道欠町2号線において、方向転換のためごみ収集車が後進したところ、駐車していた相手方自動車の左前部に接触し、当該自動車のフロントバンパー及び左ヘッドランプを損傷する損害を与えた。

令和元年報告第31号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

56,160円

2 事故の概要

令和元年7月24日午後9時頃、岡崎市小針町字本丸45番地先の市道西島本丸線において、東進中の相手方自動車の左前輪が舗装面の穴に落ち、当該自動車の左前輪タイヤ及びホイールを損傷する損害を与えた。

令和元年報告第32号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年11月5日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

38,670円

2 事故の概要

令和元年9月4日午後7時頃、岡崎市鴨田町字南魂場55番1地先の市道鴨田南魂場1号線において、歩行中の相手方が破損した集水柵^{ます}につまずき転倒し、顔面を負傷する損害を与えた。

令和元年報告第33号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和元年11月5日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 損害賠償額

155,866円

2 事故の概要

令和元年9月12日午前10時頃、岡崎市箱柳町字川南西19番地2の総合現業事務所において、職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車の右側後方ドアのガラスに当たり、当該ガラス、ボディ及び内張りを損傷する損害を与えた。